



山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議

【トピック】

- 令和2年度第1回山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議は、現在の状況を踏まえて、資料の送付をもって、会議の開催に代えさせていただきました。送付資料の内容等を紹介します。
- 知的障害者の特性や、合理的配慮の提供事例を紹介します。

事務局：山梨県障害福祉課
〒400-8501
山梨県甲府市丸の内1-6-1
Tel 055-223-1460
Fax 055-223-1464
E-mail shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

8月に入りました。緊急事態宣言が段階的に緩和・解除される中、新型コロナウイルスの感染状況も少しずつ落ち着きを見せ、誰もが早いうちに日常生活を取り戻すことができるものと、期待していました。ところが、7月には山梨県も含め、再び全国的に感染が広がり、感染者数は3万人を超えてしまいました。東京都では、23日に感染者数が過去最高の366人となり、連休を挟んで6日間、感染者数が200人を越えました。山梨県においても、感染者数は合計で100人を越えました。また、九州全域に多大な被害をもたらした梅雨前線や低気圧は、その後も関東甲信越東北地方に停滞するなどして、各地で雷を伴った激しい雨に見まわることが続きました。コロナ禍の中でどのように安全を確保していくのか、必要な災害対策は何なのかについても考えさせられた7月でした。

山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議について



山梨県障害者幸住条例は、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」）7条、8条、そして17条を受けて、37条に、「山梨県障害者差別解消地域協議会」（以下、「協議会」）を組織することを定めています。協議会の目的は、相談業務を円滑に進めるための指導又は助言、その他障害を理由とする差別を解消するための取組を行い、共生社会を構築するための施策の推進に寄与することです。協議会の設置にあたり、「山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議設置要綱」（以下、「設置要綱」*）を作成しています。

（*）「設置要綱」は県HPに掲載しています。県HP→「障害福祉」→「障害福祉施策」→「障害を理由とする差別の解消の推進」→「障害者差別解消支援ネットワーク会議の設置」→「リンクページ」

協議会の業務内容は、「合理的配慮に関する情報の共有」、「合理的配慮に向けた取組の検討」、「困難事案への対応にかかる協議調整」の3点です。協議会の委員は、設置要綱の4条に示す団体（「別表『障害者差別解消支援ネットワーク会議 構成団体』」*）から推薦をいただいた方をお願いしています。協議会における情報の共有として「ネットワーク通信 山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議」を発行いたします。

（*）「別表『障害者差別解消支援ネットワーク会議 構成団体』」は設置要綱の3ページ目に掲載されています。

令和2年度山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議の委員名簿は、県HPに掲載いたしました。任期は、令和2年8月1日から令和3年7月31日となります。1年間、どうぞよろしくお願いいたします。また、委員の皆様方には役員に係る書面審議をしていただきました。その結果、

会長～小畑 文也 委員（山梨大学教育学部特別支援教育学科教授）
副会長～上野 直樹 委員（山梨県障害者福祉協会常務理事・事務局長）
副会長～前島 茂松 委員（山梨県社会福祉法人経営者協議会会長）

をお願いすることとなりました。



令和元年度の障害を理由とする差別の相談状況について

令和元年度は、山梨県福祉保健部障害福祉課に障害者差別解消推進員2名を配置し、各市町村には、合計で46名の障害者差別地域相談員を委嘱しました。

障害を理由とする差別の相談件数は52件。そのうち、不当な差別の訴えに関わる相談は22件、合理的配慮の提供に関わる相談は30件ありました。

令和元年度の相談状況では、次の特徴が見られました。

- 全ての障害種より相談がなされています。• 相談件数の6割以上は、相談者ご自身からのものでした。
- 業種別に見ると、行政17件、公共交通9件、教育とサービスが6件という状況でした。
- 不当な差別の訴え22件のうち、差別に該当した訴えは12件、合理的配慮の提供要望30件のうち、提供・対応がなされた要望は7件でした。



相談件数の推移（H28～）

区分		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	累計 (4年間)
障害者差別に該当する相談件数		43件	54件	64件	52件	213件
区分別	不当な差別の訴え	22件	24件	22件	22件	90件
	合理的配慮の提供要望	21件	30件	42件	30件	124件

不当な差別の訴えの事例として

不当な差別の訴えの事例として、その一部を紹介します。

- ◇視覚障害者が、期日前投票所の立会人より差別的言動を受けた。
- ◇視覚障害者が、盲導犬同伴を理由として、飲食店の入店を断られた。
- ◇内部疾患の当事者が、障害について上司に理解を得られず、差別的発言を受けた。
- ◇タクシーを利用した際に、聴覚障害者が障害者割引を申し出たところ、運転手より差別的言動を受けた。
- ◇身体障害者が、通院で利用している介護タクシー事業者により、その運行経路において不当な扱いを受けた。
- ◇身体障害者が杖を使用して公衆浴場を利用しようとしたところ、受付で、杖の使用は禁止とされ利用できなかった。

いずれも、障害者差別解消推進員と障害者差別地域相談員が、関係機関と連携して対応を進めました。



合理的配慮の提供要望の事例として

合理的配慮の提供要望の事例として、その一部を紹介します。

- 環境のバリアフリー化や情報アクセシビリティの向上に関わる事例として、
- 県の健康相談窓口のダイヤル案内には、FAX番号を表示してほしい。
- 聴覚障害者も使用することができる、モニター付きの機器を設置してほしい。
- バスの車イス乗降のため、スロープの傾斜角度を点検し、国の基準に改善してほしい。

という内容がありました。FAX番号は窓口の案内に追加されています。他は、関係機関等に連絡し、情報提供を行っています。

「やまなし思いやりパーキング制度」については、ポスターやチラシの掲示、配布を通して、県民の理解を促進してほしいという要望がありました。

知的障害者の特性や、合理的配慮の提供事例を紹介します。

先日、巨摩高等学校定時制をお伺いし、県政出張講座を行わせていただきました。障害者が「社会的障壁」に遭遇した具体的場面を取り上げる中で、「障害の特性」や「合理的配慮」、そして、山梨県障害者幸住条例の目的である「共生社会」の実現に向けて、これからどうしていくのか考えてもらえるように説明を進めていきました。説明の一例として、知的障害者の特性や、合理的配慮の提供事例を紹介しましたので、それを載せさせていただきます。

【知的障害の主な特性】

- おおむね18歳までの発達期に発生し、「読む」「書く」「計算する」といった知的機能に困難があって、社会生活にうまく適応できない。
- 重度の知的障害がある人は、同伴を必要とすることもある。軽度の知的障害がある人では、社会に出て働いている人もいます。
- 知的障害のある人は、感性の豊かな人が多い。

(↑) 「やまなし心のバリアフリーガイドブック」P8掲載

【合理的配慮の提供事例①】

①選挙の投票を行う際に、**次々と他の投票者が来ると、急がされたような気持ちになってパニックを起こしてしまう。**

社会的障壁

他の投票者を止めることはできないが、**他の投票者が少ないと予想される時間帯を前もってお知らせした。また、実際に来場したときには、他の投票者に間隔を空けてほしい旨をお願いした。**

合理的配慮



【合理的配慮の提供事例②】

②レジでの会計の際に**持ち金が不足しており買いたいものが買えないときは、不満が折り合えるまで会計を待ってほしい。**

社会的障壁

家族があきらめるように説得していたが、**順番を待っている他のお客から「早くしてくれ」と催促があったため、事情を説明した上で他のお客は別のレジで対応した。**

合理的配慮